



× 次のものには広告物を貼り付け、結び付け、打ち付けたりできません。
例) 電柱・街路樹・信号機・街灯・道路標識・ガードレール

! 道路に日よけ、突出看板などを出すときは、屋外広告物などの設置基準を満たし、「道路占用許可」が必要です。

× 道路の「不法占用」は、大変危険です。

☆ 屋外広告物を掲出する場合は、県条例により許可を受ける必要があります。

道路などへの広告物の設置は許可が必要です

道路には、安全で快適に利用するためのルールが道路法などで定められています。

道路占用とは

道路の占用とは「道路に一定の工作物、物件または施設を設け、継続して道路を使用すること」を言います。

上空や地下を問わず、設置されるものはすべて許可申請が必要です。

【具体例】

突出看板、日よけ、上空や地下の電線類・管路、電柱など

道路以外の公共物占用

市が管理する道路や水路などのうち、道路法や河川法などの適用がない里道や水路などに、工作物を設置する場合は、上空や地下を問わず、設置されるものはすべて許可申請が必要です。

【具体例】

水路上に通路として設置する橋梁やふた、その他道路占用の例と同じ。

道路や水路などの

不法占用は危険

道路や水路は大切な公共空間です。次の3つの物件は、通行の妨げや事故の原因になり、大変危険です。

- ① 道路上への商品のはみ出し陳列・立て看板・広告旗など
- ② 自宅や駐車場入口前の道路に設置された乗り上げブロックや鉄板など
- ③ 水路に設置された鉄板など

屋外広告物の許可制度

屋外広告物の無秩序な掲出は、景観を害したり、視界の遮断による交通事故や倒壊、時には人身に危害を加えることがあります。このため、県では条例により屋外広告物の許可制度を設け、必要な規制を行っています。

屋外広告物を掲出する場合は、掲出する地域や屋外広告物の面積などに応じて、許可を受ける必要があります。

◆問合せ先一覧◆

- ▼市管理道路・法定外公共物・準用河川（一級、二級以外の河川）の占用
土木課 ☎33-4121
または各支所建設地域事務所
- ▼県道（市内の国道219号、443号、445号を含む）・二級河川・屋外広告物許可
県南広域本部
土木部維持管理課 ☎33-4166
- ▼国道（八代管内の国道3号）
国交省熊本河川国道事務所
八代維持出張所 ☎32-4271
- ▼一級河川
国交省八代河川国道事務所
八代出張所 ☎32-4892

問合せ 土木課（本庁仮設庁舎西棟2階）
☎33-4121